

和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会設置要綱改正(案)

1. 改正理由

今年8月の一部開園(西側エリア)に向けて本公園の各関連事業を進めているところであり、開園後においても、残りの東側エリアの公園整備及び管理運営に関する協議の場として、本協議会は存続していくこととしており、その旨の整合性を図るために改正するもの。

2. 改正内容

(主なポイントなど)

項 目 (改正後)	改正前	改正後
題名	和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会 設置要綱	(変更なし)
協議会の名称	和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会	(変更なし)
事業の対象等 (第1～2条)	信太山丘陵里山自然公園計画地	信太山丘陵里山自然公園 <u>及び公園</u> 計画地
会長及び副会長 (第3条)	会長は、(省略)特別会員Aのうち市長が 指名した者とし	会長は、(省略) <u>学識経験者の中から会員の 互選により決定し</u>
報償 (第4条)	学識者:6,000円	(変更なし)
事務局 (第5条)	協議会:都市公園所管課 自然環境:環境保全所管課	<u>全体:都市公園所管部署 (省略)事務局の事務を指定管理者等に 委託することができる。</u>
協議会の会員 (第6条)	(1)特別会員 (A:学識,B:地域,C:元WS会員) (2)一般会員 (3)団体会員 (4)市職員	(1)学識経験者 (2)隣接する町会や自治会 (3)団体会員 (基本構想の趣旨を十分理解, 協議会の取組に賛同し参画を希望) (4)市職員 (5)指定管理者
新規加入,退会 (第7～8条)	会員区分に応じて登録(解除)の規定 (1)市長が依頼 (2)市長が許可 (3)市長が依頼 (4)市長が指名	・新規加入団体:事務局へ意思表示, 協議会の合意を得る,名簿の提出 ・個人の場合:いずれかの団体に所属 ・退会:事務局へ書面にて連絡, 協議会の合意による規定
総会,企画運営会議 (第9～10条)	・総会:会員全員 ・企画運営会議:会員区分による	・総会:会員全員 ・企画運営会議:各代表2名程度, 会議の合意の規定 等 ・各ミーティングの設置: 議長等の指名,参加者の規定 等

		・事業計画ミーティング: 施設整備計画の協議, 新規加入団体の承認, 利用プログラム判断に係る承認, 総会, 企画運営会議の事前確認 ・保全活動ミーティング 保全活動年間計画の企画立案, 保全活動進捗状況の確認検証, 自然環境の取組に関する協議
自然環境保全活動 (第 11 条)	・自然環境保全活動及び必要な調整 ・保全管理講座 ・自然観察会 ・モニタリング調査 等	利用プログラムの規定: (1)自然環境保全活動及び必要な調整 (2)信太山里山講座 (3)自然観察会 (4)環境モニタリング調査 (5)その他の必要となる活動等
その他 (第 12 条)	・運営に必要な事項は別に定める	・要綱改正必要時:協議会の合意の上 ・運営に必要な事項は別に定める

(案)

和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民の財産である信太山丘陵里山自然公園（以下「公園」という。）及び公園計画地（以下「計画地」という。）について、「和泉市信太山丘陵市有地保全・活用基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づく里山環境の保持と市民の憩いの場及び自然体験・環境学習の場としての活用に資する都市公園としての施設整備に係る方向性を検討するとともに、公園及び計画地の保全活動を行うため、和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、公園及び計画地にかかる次のことについて調査・検討し、提言し、活動やその他必要な取り組みを行う。

- (1) 自然環境の保全に関すること
- (2) 整備・利活用に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第6条第1号に規定する学識経験者の中から会員の互選により決定し、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(報償)

第4条 事務局は、協議会に参加した学識経験者に対して報償として出席した会議等1回につき6,000円を支払うものとする。

- 2 その他の協議会会員についての報償は無償とする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、都市公園所管部署に置く。

- 2 都市公園所管課は、事務局の事務を指定管理者等に委託することができる。

(協議会の構成)

第6条 協議会の会員は、次に掲げる者から構成する。

- (1) 学識経験者

- (2) 公園に隣接する町会や自治会が推薦する者
- (3) 団体会員 基本構想の趣旨を十分理解し、協議会の取り組み等に賛同して協議会への参画を希望する団体で、協議会の合意が得られた団体の構成員
- (4) 市職員 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 都市公園所管部署の職員
 - イ 市の関係する部署の職員
- (5) 指定管理者
(新規加入)

第7条 新たに会員になろうとする団体は、事務局に意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、第6条第3号に規定する団体会員として会員となることができる。

2 会員となった団体は、事務局に団体名簿を提出するものとする。

3 新たに会員になろうとする者が個人の場合は、協議会のいずれかの団体に所属するものとする。

(退会)

第8条 退会しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 会員が次に掲げる行為を行い、協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により会員を退会させることができる。

- (1) 基本構想の趣旨や協議会で決定した方針に反する行為
- (2) 協議会での検討・方針決定を経ずに独断で行った行為
- (3) 協議会の円滑な運営を妨げる行為
- (4) その他市及び協議会が不適当と判断する行為

(協議会総会)

第9条 会長は、次に掲げる場合、協議会総会を開催する。

- (1) 協議会会員全員が課題、目標及び意識を共有するために必要である場合
- (2) その他会長が必要と認めた場合

2 協議会総会は、協議会会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
この場合において、委任状を提出した者及び団体会員であって所属する団体の代表者が出席した者については参加したものとみなす。

3 協議会総会は、公開とする。ただし、貴重種に関する情報秘匿等の必要があると会長が判断した場合は非公開とする。

(企画運営会議)

第10条 会長は、次に掲げる場合、企画運営会議を開催する。

- (1) 公園の整備方針に係る協議会としての方向性及び自然環境保全活動方針を検討するために必要である場合
- (2) その他会長が必要と認めた場合

2 企画運営会議の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公園に隣接する町会や自治会が推薦する者
- (3) 団体会員の代表者 各2名以内
- (4) 市職員
- (5) 指定管理者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の運営上出席が必要と会長が判断する者

3 企画運営会議は、第2項に規定する参加者の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。この場合において、委任状を提出した者については出席したものとみなす。

4 協議会の合意は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 協議会の会議の事務を効率的に行うため、次に掲げるミーティングを開催する。

(1) 事業計画ミーティング

- ア 施設整備計画に関する協議
- イ 新規加入団体の承認
- ウ 公園利用に関する判断が必要な場合の承認
- エ その他総会及び企画運営会議の開催にあたっての事前確認

(2) 保全活動ミーティング

- ア 保全活動にかかる年間計画の企画、立案
- イ 保全活動にかかる進捗状況の確認、検証
- ウ その他自然環境の保全にかかる取り組みに関する協議

6 前各号に掲げるミーティングの議長は会長が指名し、副議長は議長が指名する。

7 各ミーティングの参加者は、企画運営会議参加者のうち、参加を希望する者とする。ただし、保全活動ミーティングにおいては、協議会会員全員のうち、参加を希望する者で、事務局に事前に申し出た者も参加できるものとする。

8 市及び指定管理者は、企画運営会議での提言を十分に汲み取り、今後の対応方針について決定するものとする。

9 企画運営会議は、公開とする。ただし、貴重種に関する情報秘匿等の必要があると会長が判断した場合は非公開とする。

(自然環境保全活動等)

第11条 本公園及び計画地では、企画運営会議の方針に基づき、目標とする環境を実現し、公園の利用を促進するために、利用プログラムとして次に掲げる取り組みを行う。

(1) 自然環境保全活動及びその活動に係る調整

(2) 安全管理や人材養成のための信太山里山講座

(3) 豊かな自然環境を市民に啓発するための自然観察会

(4) 貴重種の保全と湿地の管理のための環境モニタリング調査

(5) その他協議会が必要とする活動等

2 前各号に掲げる利用プログラムの参加者は、協議会会員のほか、一般から募集することができる。ただし、貴重種に関する情報秘匿等の必要がある場合は、参加者を制限することとする。

(その他)

第12条 市長は、この要綱を改正する必要があると認められるときは、協議会の合意を得て、改正することができる。

2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日（平成27年3月24日）から施行する。

(経過措置)

2 第5条に規定する事務局については、平成27年3月31日まで市長公室政策企画室に置く。

附 則

この訓令は、令達の日（令和2年8月4日）から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日（令和6年8月1日）から施行する。